## 兵庫県政務活動費の交付に関する規程

平成13年3月28日 議会告示第4号 最終改正 令和2年12月28日 議会告示第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県政務活動費の交付に関する条例(平成13年兵庫県条例第30号。以下「条例」 という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

- 第2条 条例第5条第1項に規定する会派結成届の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 条例第5条第1項に規定する会派異動届の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 3 条例第5条第2項に規定する会派解散届の様式は、様式第3号のとおりとする。

(会派の通知)

第3条 条例第6条の規定による通知は、様式第4号によるものとする。

(政務活動費の請求)

第4条 条例第8条第1項又は第2項に規定する政務活動費の請求は、政務活動費請求書(様式第5号) によるものとする。

(収支報告書)

第5条 条例第9条に規定する収支報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第6条 議長は、条例第9条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)の写しを、知事に送付するものとする。

(領収書等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の政務活動費経理責任者は、当該年度の政務活動費に係る収入 及び支出について、条例第9条第3項に規定する領収書等の写しの原本を整理保管し、同上に規定す る収支報告書等の提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければな らない。

(収支報告書等の閲覧)

- 第8条 条例第11条第2項の収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。
- 2 条例第11条第2項の収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。
- 3 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 4 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、条例第11条第2項の収支報告書等の閲覧に関して必要な事項は、議長が定める。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年6月11日から施行する。

附則

この規程は、平成23年6月11日から施行する。

附則

この規程は、兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成24年兵庫県条例 第44号)の施行の日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この規程の施行の日において現に平成26年度分の政務活動費の交付を受けている議員に係る 収支報告書の様式については、なお従前の例による。

附則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。